

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 高齢者の雇用保険・社会保険 —

Q: 来月65歳の誕生日を迎える社員がいます。当社の社員で65歳以上になる者ははじめてで、今後は高齢者の採用も考えていく予定です。高齢者ということで何か違いはありますか？

A: 高齢者も一般の労働者と同じく労働関係法令が適用されることには変わりありませんが、雇用・社会保険等の手続では少し注意点があります。

【雇用保険】

高齢労働者（毎年4月1日時点で満64歳以上の被保険者）の雇用保険料負担の免除が終了し、**2020年度から原則通り雇用保険料の負担が必要**です。高齢労働者の雇用保険料は、

- ・2020年1～3月分給与…控除が**不要**
- ・2020年4月分給与…控除が**必要**となります。

なお、65歳前に入社の場合、賃金額や前職の雇用保険加入状況によっては**高齢雇用継続給付**の対象になる可能性があります。

【社会保険】

被保険者資格期間は年齢により、

- ・介護保険（第2号被保険者）
…65歳誕生日の**前日**（その後は第1号被保険者）
- ・厚生年金保険…70歳誕生日の**前々日**
- ・健康保険…75歳誕生日の**前日**

までで、保険料も各日の**月分**まで発生します。

70歳以降も同程度の勤務（週所定労働時間数・月所定労働日数とも一般社員の4分の3以上）を続けられる場合は70歳以上被用者に該当します。これは**75歳以降（健康保険の資格喪失後）も同様**で、一般の被保険者と同様に算定基礎届等の手続が必要ですのでご注意ください。



個人番号等登録届の提出にご協力ください

基礎年金番号とマイナンバーが紐づいていない厚生年金保険被保険者が在籍する適用事業所の事業主に、2020年1月上旬頃に「マイナンバー未収録者一覧（以下「一覧」という。）」及び個人番号等登録届等が送付されますので、一覧に記載のある被保険者について、個人番号等登録届を提出頂きますようご協力をお願い致します。

※ 一覧に記載する方がいない適用事業所の事業主には、当該一覧等は送付されません。

最近のニュースから

要介護認定の有効期間、最長4年に延長

厚生労働省は、介護保険の要介護認定の有効期間を、2021年度より「最長3年」から「最長4年」へ延長することを社会保障審議会で示し、大筋で了承された。認定申請件数が増加するなか、認定にあたる市区町村の業務負担を軽減する狙い。

パートの厚生年金、2段階に分けて拡大へ

政府・与党は、厚生年金の短時間労働者への適用について、適用対象企業を従来の従業員数501人以上から、(1)2020年10月に「101人以上」、(2)2024年10月に「51人以上」と2段階で広げる方向で調整に入った。新たに65万人が厚生年金保険の対象になる見通し。2020年の通常国会への法案提出を目指す。

介護休暇の1時間単位での取得が可能に

厚生労働省は、育児・介護休業法の施行規則を見直す。家族の介護や子どもの看護をするために取得できる介護休暇について、現在は半日単位で取得できるが、2021年1月から1時間単位で取得できるように制度を改正する。

